第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現	行	改 正 前	改 正 後
第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について ※審集を実施業物管理票による場合は、D票、E票の写し <u>は工事完成書類(工事企成書類(工事企中で提出を求めることもある)として交付状況総括表とともに提出すること。但し、E票の写しについては、提出が工事完成後となってもやむを得ない。 第9条 建設副産物 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、監督員の承諾を得るものとする。 工事完成前において行う性能又は、仮組立てその他の確認をする場合及び 第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	第2条		第2条 用語の定義	第2条 用語の定義
#88年 産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の写し <u>は工事完成書類(工事途中で提出を求めることもある)として交付状況総括表とともに提出すること。但し、E票の写したついては、提出が工事完成後となってもやむを得ない。</u> #98年 建設副産物 #99条 建設副産物 #22日 連設副産物 #22日 連設副産物 #39条 建設副産物 #23日 連覧 連動 連動 については林野仕様書の規定によるほか、受注者はならない。 #39条 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 #39条 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 #39条 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 #39条 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 #39条 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 #39条 建設副産物 #39条 建設副産物 #39条 建設副産物 #39条 建設副産物 #39条 建設副産物 #39条 建設副産物 #30条 企業の書 表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表			工事完成前において行う性能又は、仮組立その他の確認をする場	10「中間検査」とは、検査員が契約書第31条第2項の規定に基づき、 工事完成前において行う性能又は、仮組立 <u>て</u> その他の確認をす る場合及び
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211		第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について	第8条 産業廃棄物管理票(マニフェスト票)について
建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は 兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守し て、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければ ならない。 受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、 監督員の承諾を得るものとする。 … *** 建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は 兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守し て、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければ ならない。 株野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第 4~6 項)について、受注者は i) 土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入 する場合の、再生資源利用計画書を作成する際 ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリー 塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事更		票)につい	類(工事途中で提出を求めることもある)として交付状況総括表と ともに提出すること。但し、E票の写しについては、提出が工事完	…産業廃棄物管理票による場合は、D票、E票の写し <u>を監督員に提示しなければならない。ただし、E票の写しについては提示</u> が工事完成後となってもやむを得ない。
iii)再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、		建設副産	建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は 兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守し て、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければ ならない。 受注者は、再生資源利用計画を作成する際以下の各項を参考にし、	建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は 兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守し て、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければ ならない。 林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第 4~6 項)について、受注者は i) 土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入 する場合の、再生資源利用計画書を作成する際 ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート 塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現 場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際 iii) 再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、 工事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書

現行	改 正 前	改正後
第10条 監督員に よる検査(確認を 含む)及び立会等 について	6 解体工事に係る建設資材廃棄物引渡完了報告について 受注者は、特定資材を用いた建築物等の解体工事において、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したとき に、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 1 5年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物処理引渡完了報告を監督員に提出することとする。 適用範囲 (1) 建築物の解体工事については、延床面積が80㎡以上のもの (2) 工作物の解体工事については、議構面積が80㎡以上のもの (2) 工作物の解体工事については、議構面積が80㎡以上のもの (2) 工作物の解体工事については、議構の代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、議構の代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの (2) 工作物の解体工事については、請負代金が500万円以上のもの (2) 正作動の解体工事については、対策の構造にある立会は、立会(確認を含む)と読み替えるものとする。また、林野仕様書第3編森林土木工事共通編第1章総則第1節総則において監督員による確認及び立会等の第6項の段階確認は、以下に記載する段階確認に関する条項に読み替えることとする。 (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、段階確認にあたっては、あらかじめ立会願(県土様式35(様式中「土木工事共通仕様書3-1-1-6第6項」の記載については、「本仕様書」と読み替える))を監督員に提出	建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了した時は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日 兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。 (削除) 第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等について 監督員による検査(確認を含む)及び立会等については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。

現	行		改正前			改正(後
		 しなければならない。 (3) 段階確認は、受注者が臨場しなければならない。また、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を、受注者は保管し検査 時に提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるようにしなければばらない。 (5) 段階確認を要する事項とは以下に示す表のとおりとする。また、これによらず監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 					
		工種	細別	確認時期・箇所	工種	細別	確認時期・箇所
		<u>重要構造物</u> <u>治山ダム</u> 護岸工		法線設置完了時 床掘掘削完了時 基礎部の型枠組立完了時 埋め戻し前	治山林道 工事 森林整備	構造物施工 本数調整伐	・法線設置時・伐木予定木の選定完了時
		土留工	法覆工 (覆土施工がある場合) 基礎工・根固工	<u>覆土前</u> <u>設置完了前</u>	地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前に位置・間隔を確認 ・掘削中、想定されるすべり面に 相違があったとき
		保育 地すべり 防止工	本数調整伐抑制工・抑止工	伐木予定木の選定完了時 想定されたすべり面を、掘削 中に確認したとき			
第12条 施 台帳	五工体制	第12条 旅	工体制台帳		第12条 旅	西工体制台帳	
				7に該当する場合) 斉(下請負を含む)及び元請	受注者は	管理】(建設業法第24条6 、監理技術者、主任技術 門技術者…	の7に該当する場合) 者(下請負 <u>者</u> を含む)及び元
第13条 工 安全確保	事中の	第13条 工	事中の安全確保		第13条 工	事中の安全確保	
		る安全対策		のある現場での工事におけ	る安全対策		ιのある現場での工事におけ 者…

現行	改正前	改 正 後
第26条 工事歴 板、工事標柱等	第26条 工事歴板、工事標柱等	第26条 工事歴板、工事標柱等
	1 図-工事歴板 (注)1 材料は、アルミニウム <u>経</u> 合金の…	1 図-工事歴板 (注)1 材料は、アルミニウム <u>軽</u> 合金の…
	2 …下図の規格以上の工事標 <u>識</u> を…	2 …下図の規格以上の工事標柱を…
	3 …下図の規格以上の工事標 <u>識</u> 板を工事場所の…	3 …下図の規格以上の工事標 <u>示</u> 板を工事場所の…
	図−工事標 <u>識</u> 板	図−工事標 <u>示</u> 板
	別表1 工事標示板設置基準	別表1 工事標示板設置基準
	工事 据 市 核 数 撰 基 準	E + IMMAN MANAGEMENT IMMANAGEMENT # 4
	工事機が成 工事機が成 工事機が成れて電子(2) 工事機が成れています。 工事権が、 工事	工事情報 1 日本語の形 (株代) 2 工事法の 2 工事法の 2 工事法の 2 工事法の 3 工事
	工事等中枢 性化	工事報酬報 日本の
	選 (本) (a) (a)	型 1

現 行	改正前	改正後
第32条 セメント コンクリート製品	第32条 セメントコンクリート製品 	第32条 セメントコンクリート製品 …
	 5 認定品の使用について	5 認定品の使用について (1) …溶融スラグを用いたコンクリート <u>二</u> 次製品使用促進要領…
	…溶融スラグを用いたコンクリート <u>2</u> 次製品(以下…	…溶融スラグを用いたコンクリート <u>二</u> 次製品(以下…
		…通常のコンクリート <u>二</u> 次製品の使用を…
	…通常のコンクリート <u>2</u> 次製品の使用を…	(3) …セメントコンクリート <u>二</u> 次製品の取扱要領…
	(3) …セメントコンクリート <u>2</u> 次製品の取扱要領…	(4) …溶融スラグを用いたコンクリート <u>二</u> 次製品使用促進要領…
	(4) …溶融スラグを用いたコンクリート2次製品使用促進要領…	
第33条 緑化工・ 植生工・植栽工な どの緑化における 植物種の選定につ	足について	第33条 緑化工・植生工・植栽工 1 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定に 関する一般事項 …
いて		

また、選症にあっては、下記の種は除外すること。	また、表 2-2-27(1)の兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物(ブラックリスト種)及び、表 2-2-27(2)の「神戸市生物多様性の保全に関する条例」で定めるブラックリスト種(神戸市内の工事のみ適用)は、使用してはならない。 表 2-2-27(1) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物(兵庫県全域) 「ブラ・ジョス・タ(アジュオアカウキ)、アイウッ・ブナージョン・ガンタン・ス・ブラン・ガンドン・ス・オナナーと、オオカリデ・シャ、オオア・カナ・オオナリキ・ス・オカリデ・シャ、オオア・カナ・オオリー・ス・オカリデ・シャ、オオア・カナ・オオリー・ス・オカリ・カー・オー・ス・オリー・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス

現行	改正前	改 正 後
		3 植生工 (植生基材吹付工に用いる植生基材) 植生基材吹付工に用いる植生基材は以下のとおりとする。 (1) 植生基材吹付工に用いる植生基材を使用する場合は、「浄水発生土を混合した植生基材使用促進要領」(以下「要領」という。) に基づき認定された浄水発生土を混合した植生基材 (以下「認定製品」という。) の使用を原則とする。なお、認定製品の調達ができない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。 (2) 受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第7条第1項に基づき県土整備部長が発行した認定証を使用材料確認額、土木工事承諾額に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。 (3) 認定製品には、以下に示す兵庫県営浄水場から発生した浄水発生土が使用されているものとし、県営浄水場の浄水発生土販売証明書を使用材料確認額、土木工事承諾額に含め監督員に提出しなければならない。 県営浄水場・多田浄水場(〒666-0126 川西市多田院字厳険 6-3 猪名川広城水道事務所) 三田浄水場(〒669-1314 三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所) 神田浄水場(〒651-2313 神戸市西区神田町田井字長原 3-1 東播磨利水事務所) 輸油浄水場(〒679-2101 姫路市船津町字平田 452-1 姫路利水事務所)
第34条 兵庫県 営林道事業にお ける種子配合等	第34条 兵庫県営林道事業における種子配合等 兵庫県営林道事業における緑化資材に配合する <u>趣旨</u> については …	第34条 兵庫県営林道事業における種子配合等 兵庫県営林道事業における緑化資材に配合する <u>種子</u> については …
	(別紙2) 2 兵庫県営林道事業緑化工生育判定要領 ··· 第4	(別紙2) 2 兵庫県営林道事業緑化工生育判定要領 … 第4 2 (2)…面積がおおむね4.0㎡となる…
	(2)…面積が <u>概ね</u> 4.0㎡となる… …	

現 行	改正前	改 正 後
	(4)…面積が <u>概ね</u> 100㎡未満の場合…	(4)…面積が <u>おおむね</u> 100㎡未満の場合…
	第6 	第6 ···
	注2 参考文献 ··· (財)日本道路協会	注2 参考文献 ··· (社)日本道路協会
第35条 苗木及び 植栽材料	第35条 苗木及び植栽材料 …	第 35 条 苗木及び植栽材料
	3	・・・・ 3 (2) …使用に際しては <u>節</u> 止め…
第 38 条 基礎工	第 38 条 基礎工	第 38 条 基礎工
	6 鋼杭	6 鋼杭 (4) ②…なお同等以上の検定試験とは、 <u>WES</u> 8106 (<u>基礎杭溶接技能者</u> <u>の資格認証基準</u> ・社団法人日本溶接協会)をいうものとする。
	⑤受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接を行ってはならない。ただし、作業が可能なように…	⑤受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように…
	7 プレキャストコンクリート杭 (1) 杭の打込み、埋込み、継手は、JIS A 7201「遠心力 <u>鉄筋</u> コンクリート <u>杭</u> の施工標準」によるほか ④ 2本以上の杭を継 <u>ぎ</u> 足して打ち込む場合は、最初の杭を地上0.2~1.0m位まで打ち込んだ後継手の構造、種類に応じて2番目の杭を継 <u>ぎ</u> 足し、さらに…	

現 行	改正前	改 正 後
第43条 コンクリ ート矢板工	第43条 コンクリート矢板工 コンクリート <u>焼いた工</u> については…	第43条 コンクリート矢板工 コンクリート <u>矢板工</u> については…
第46条 コンク リートエ	 第46条 コンクリートエ (一般) 2 受注者はコンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 …混入した結合材でアルカリ<u>骨材</u>反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 …認定された骨材を使用する。 	 第46条 コンクリートエ (一般) 2 受注者はコンクリートの使用にあたってアルカリシリカ反応を (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 …混入した結合材でアルカリシリカ反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 …認定された骨材を使用する。
	3 同一構造物に使用するセメントは…	3 水セメント比 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるた め、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。 4 同一構造物に使用するセメントは… 5 受注者は、… (4) 打込み区画、打継目の位置、打継目の処置方法 (レディーミクストコンクリート) 本項は、受注者がレディーミクストコンクリートを用いる場合、製造工場の選定、製造工場における有資格者の配置状況等の確認・品質検査等への有資格者等の臨場、レディーミクストコンクリートの品質管理のための検査等について規定したものである。

現	行	改 正 前	改 正 後
		1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月公布)に基づき国に登録された… 中略 …技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査 基準に基づく監査に合格した工場(以下、「監査合格工場」という。) 等)から選定し、JISA5308(レディーミクストコンクリート)(以下「JISA5308」という。)に適合するものを用いなければならない。	1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布法律第95条)に基づき国に登録された… 中略 …技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下、「監査合格工場」という。)等)から選定しなければならない。
		(2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合、又は現場近くのJIS認証工場の出荷能力等の制約から調達がかなわない場合は設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、JIS認証工場からの調達が不可能である理由について記述した書面を提出し、監督員の確認を得なければならない。なお、その場合でも、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	(2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐※しており、配合設計及び品質管理を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 ※受注者は、技術者(コンクリート主任技士等)の資格証(登録証も可)及び同技術者が所属工場と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書面により常駐の確認をしなければならない。なお、監査合格工場はこれを省略できる。

現 行	改 正 前	改 正 後
	2 受注者は、監査合格工場で製造されたJIS A 5308 に適合するレディーミクストコンクリートについては、必要に応じて配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 なお、受注者による臨場、確認等については、表 3 - 1 のとおりとする。	2 受注者は、前第1項(1)((レディーミクストコンクリート)1(1))により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディミクストコンクリート配合計画書及びコンクリート納品書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。なお、前第1項(1)((レディーミクストコンクリート)1(1))により選定した工場が製造するJISマークの表示されないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納品書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
	3 受注者は、JIS 認証工場以外の工場で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であってもJIS A 5308 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であるが監査合格工場以外の工場で製造したJIS A 5308 を用いる場合には、必要に応じて配合に臨場し、また、製造会社の材料試験結果、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料により、監督員の確認を得なければならない。また、受注者は、レディーミクストコンクリートの打設時には、必要に応じて当該工事の主任技術者又は監理技術者か、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を有する技術者を立会させなければならない。 なお、受注者による臨場、確認等については、表3-1のとおりとする。	3 受注者は、前第1項(2)((レディーミクストコンクリート)1(2))に 該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる 場合は、設計図書及び林野仕様書第3編3-3-4-4材料の計量及び 練り混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレ ディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料 <u>を確認のう</u> え、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納 入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督 員または検査員からの請求があった場合は速やかに提出しなけれ ばならない。
	4 受注者は、…という。)を作成 <u>・</u> 整備 <u>・</u> 保管し、監督員の… 5 …なお <u>、製造会社</u> 等に検査のための試験を…	4 受注者は、…という。)を作成、整備 <u>及び</u> 保管し、監督員の… 5 …なお、 <u>生産者</u> 等に検査のための試験を…

現行	改正前	改 正 後
	- コンカリート 医安全 称 I	
	- 安注者の構造、確 影等の時期。 (数56 参 駅)	
	①品質症性は終わ る技術者の政格の 確認 (常粧の症 級)、	
	②品質管理責任・ 者の配置の確認・ ②コンクリート・	(削除)
	要 の圧縮速度の度・ 材料系数配出中、 A順、B順とも・ つ。 ○ *2。 連 連 増 の 連 駆・	(日刊秋)
	新 会には、対象性 中	
	打談時。	
	開する事項の強・ 対数期間中・ 日間に該当・ 一・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	施 塩素を含まった。	
	表3-1 受注者による賠場、確認等。	
	*1: 臨場の頻度は、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前、午後)とし、その他コンクリートは打設1日につき1回とする。」 *2: 監査合格工場は除く。」	
	(施工) 5 検収	(施工) 5 検収
	(3) …確認資料を整備・保管し、監督員の…	(3) …確認資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督員の…
	7 締固め	7 締固め
	(1) <u>内部振動機</u> を使用する場合の振動時間、挿入間隔及び挿入 度についての標準は、次の各号のとおりとする。	(1) <u>棒状バイブレータ</u> を使用する場合の振動時間、挿入間隔及び 挿入角度についての標準は、次の各号のとおりとする。
	① 1回の振動時間の目安は、 <u>おおむね10~30秒</u>	① 1回の振動時間の目安は、 <u>5~15秒程度</u> …

現	行	改正前	改 正 後
		9 継目 (3) 受注者は伸縮 <u>継目の</u> 目地の材質、厚、間隔については設計 図書によるものとするが… ① 伸縮 <u>継目</u> では、両側の構造物あるいは部材が	 9 打継目 (3) 受注者は伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが… ① 伸縮<u>目地</u>では、両側の構造物あるいは部材が… …
		(4) 注水試験について	(4) 注水試験について
		… ② 目視で継目の仕上げ状況が悪いと判断される場合 …	… ② 目視で <u>打</u> 継目の仕上げ状況が悪いと判断される場合 …
第48条 型格保工		第48条 型枠・支保工 5 施工 (2) ③ …型枠取りはず じた損傷、…	第48条 型枠・支保工 5 施工 (2) ③ …型枠取りはず <u>しの際に生</u> じた損傷、…
第50条 暑ンクリート		第50条 暑中コンクリート 1 …品質の低下がないように、材料、配合、練り <u>まぜ</u> 、運搬、…	第50条 暑中コンクリート 1 …品質の低下がないように、材料、配合、練り <u>混ぜ</u> 、運搬、…
第54条 治山工		第54条 治山ダム工 (コンクリートダム) 1コンクリート打込み準備 (1) 水平打継目の処理は、圧力水等により、レイタンス、雑物等を取り 除くとともに清掃し、あらかじめ十分に吸水させ、湿潤状態にしなけ ればならない。 …	 第54条 治山ダムエ (コンクリートダム) 1 コンクリート打込み準備 (1) 水平打継目の処理は、圧力水等により、レイタンス、<u>品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に</u>取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督員と協議しなければならない。
		2 コンクリートの打込み …林野仕様書の規定によるほか、以下の規定にも留意…	2 コンクリートの打込み …林野仕様書の規定によるほか、以下の <u>各号の</u> 規定にも留意…

新旧対照表(R01.08.01 改定)

現行	改 正 前	改 正 後
	5 コンクリートダムの水平打継面の施工(2)② 鉄筋一本の延長は…	5 コンクリートダムの水平打継面の施工(2)② 鉄筋1本の延長は…
	(4) 打継面処理剤の使用について 治山ダム等の打継面処理については、レイタンス除去等の 処理を行うものとし、打継面処理剤は使用しない。 …	(4) 打継面処理剤の使用について 治山ダム等の打継面処理については、レイタンス除去等の 処理を行うものとし、打継面処理剤(遅延剤は除く)は使用し ない。
	(鋼製ダム) 5 (2) ② イ 組立時の仮締めは、…	… (鋼製ダム) 5 (2) ② イ 組立 <u>て</u> 時の仮締めは、…
	6 (1) 鋼製枠 <u>工</u> の基礎は、設計図書に基づき…	6 (1) 鋼製枠の基礎は、設計図書に基づき…
第56条 土留工及 び擁壁工	第56条 土留工及び擁壁工 土止め工及び擁壁工については林野仕様書の規定によるほか…	第56条 土留工及び擁壁工 土留工及び擁壁工については林野仕様書の規定によるほか… …
	(特殊擁壁)	(特殊擁壁)
	6 補強盛土工	6 補強盛土工

現 行	改 正 前	改 正 後
	(2) ②…なお、ジオグリッドの接合部は、上下や隣り合ったジオグリッドでそろわないよう注意しなければならない。 …	(2) ②…なお、ジオグリッドの接合部は、上下や隣り合ったジオグリッドでそろわないよう注意しなければならない。 また、10cm以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。 …
	6 補強土壁工 … (5)…乱された部分を組立材で置換えて…	7 補強土壁工 … (5)…乱された部分を組立て材で置換えて…
	(6) 配された部分を組立物で直換えて … 7 植生土のう積工	(5) 品で40/に耐力を組立 <u>く</u> 初く直換えて 8 植生土のう積工
	8 二次製品を用いた土留工、擁壁工	9 二次製品を用いた土留工、擁壁工
第57条 山腹工	第57条 山腹工 (伏工) 3 張芝工 (3) 張付けは、芝の長手を水平方向にし、縦目地を通さず施工するものとする。	第57条 山腹工 (伏工) 3 張芝工 (3) <u>張芝の脱落を防止するため、張芝1㎡あたり20~30本の芝串で</u> <u>固定するものとする。また、</u> 張付けは、芝の長手を水平方向にし、 縦目地を通さず施工するものとする。
第58条 固定工 (ロープネット 工)	第58条 固定工 (ロープネット工)第31 …※管理基準軸外のロープ間隔の寸法管理において、規定間隔を 直える場合は、アンカー及びロープを増設する。	第58条 固定工 (ロープネット工)第31 …※管理基準軸外のロープ間隔の寸法管理において、規定間隔を <u>超</u> える場合は、アンカー及びロープを増設する。
第59条 防災林造 成	第59条 防災林造成 …	第59条 防災林造成 …

現行	改 正 前	改 正 後
	3誘導工(誘導堤) 誘導堤の施工は、設計図書に示すほか、盛土については林野仕 様書及び本仕様書の「盛土、残土」の当該規定、また、誘導堤の 山側面をコンクリートその他構造物で補強する場合及び表面を緑 化等で保護する場合は、それぞれの工種に準ずるものとする。 …	3誘導工(誘導堤) 誘導堤の施工は、設計図書に示すほか、盛土については林野仕 様書及び本仕様書の「盛土、残土」の当該規定に準ずるものとし、 また、誘導堤の山側面をコンクリートその他構造物で補強する場合及び表面を緑化等で保護する場合は、 <u>林野仕様書及び本仕様書</u> <u>の</u> それぞれの工種の当該規定に準ずるものとする。 …
	6 減勢工(減勢杭、減勢枠組) …の当該規定に準ずる。	6 減勢工(減勢杭、減勢枠組) …の当該規定に準ずるものとする。
第60条 森林整備	第 60 条 森林整備 (通則) 1 一般 大中苗木植栽等 <u>修景的な緑化</u> については、林野仕様書及び本 仕様書の <u>「公園・保全林」の</u> 当該規定によるものとする。	第 60 条 森林整備 (通則) 1 一般 大中苗木植栽等については、林野仕様書及び本仕様書の当該規 定によるものとする。
	2 (3) 水路あるいは土石流の発生する <u>恐れ</u> のある渓流等…	2 (3) 水路あるいは土石流の発生する <u>おそれ</u> のある渓流等…
	(森林造成) 1	(森林造成) 1
	… (5) 段積は歩道その他通路を…	(5) 段積 <u>み</u> は歩道その他通路を…
	第61条 橋梁工	第61条 橋梁工 …
	・・・ (橋 <u>名</u> 板及び橋歴板)	(橋 <u>銘</u> 板及び橋歴板)

現行	改正前						改正	後			
品質管理基 準・規格値(コン クリート(ダ ム))		品質管コン	管理基	準及一ト	t び規格値(コンク (ダム) の品質管理	7リート(ダム) 里基準及び規))	Jート(ダム)) 、林野仕様春の品質管理基 ートを除く)及び以下の表に			
		工種	\top	試験区分		試験方法	規格値	試験基準	摘要	対映原像 金号によ 4号記	
				必須	温度测定	温度舒による		1回 供献体作成時各ブロック 打込み開始時終丁時。			
					コンクリート単位容積質量試験	JIS A 1116		1回2ケ 当初及び品質に異常 が認められる場合に行う。	参考覆: 2.3t/mi&上		
		リート (チム)	施工	でい分析試	· WHEN	JIS A 1112	数針図書による	1回 当初及び品質に基常が認 められる場合に行う。			
						コンクリートのブ リージング試験 コンクリートの引	JIS A 1123	-	1回1ケ 当初及び品質に異常 が認められる場合に行う。 1回3ケ 当初及び品質に異常		
					要保度試験 コンクリートの曲 げ強度試験	715 K 1116		が認められる場合に行う。 1回3ケ 省初及び長賀に黒常 が認められる場合に行う。			
					I	I	1				

上記について、数個確認で美胞で確認した。

主任監督員氏名:

®

現 行	改 正 前	改 正 後							
兼式差替え (段階確認)	様式 35 総 括 主 任 監督員 関督員	様式 総括 主任 監督員 監督員 段階 確認書							
	股階確認書 施工予定表 平成年月日	施工、予定表 令和年月日 森林整備保全事業工事標準仕様書3-1-1-8第8項に基づき、下記の通り施工予定時期を報告いたします。							
	土木工事共通仕様書3-1-1-6第6項条に基づき、下記のとおり施工段階のプ定時期を報告いたします。	請負者名 :							
	種別 細別 確認時期項目 施工予定時期 記 事	令和 年 月 日 通 知 書 下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。							
	下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。 主任監督員: 印 	主任監督員氏名: ① 主任監督員氏名: ① 確認種別 確認細別 確認時期予定日 確認実施日時							
	平成 年 月 日 確 認 書 上記について、段階確認を実施し確認した。 <u>主任監督員</u> : 印	令和 年 月 日 確 認 書 上記について、段階確認を実施し確認した。 主任監督員氏名: ®							
	※本様式は改定前の共通仕様書に含まないが、参考のため表示した								

現 行	改 正 前		改	正後	Ź		
		(参考)治山工事施工管 (基準 最少許容値 最大			王度版(積算・施	江編 下巻)]	
		構造物の種類	項目	基準	最少許容値	最大許容値	備考
		コンクリートダム (本ダム、副ダム、側壁、 水叩き)	堤長 L	L/300	-5	-15	単位:cm
		その他コンクリート構造 物	長さ L	L/300	-5	-15	※林道工事には 同様の(基準、 最少許容値、最
		積(張)石構造物	長さ L	L/100	-5	-20	大許容値を規定する)記載はな
		鋼製構造物(鋼製ダム (スリットタイプ)を除く)	長さ L	L/300	-5	-10	
		木製構造物(建築物を除 <)	長さ	L/50	-10	-40	
		植生等の工種(土のう、 芝、筋工類)	長さ	L/50	-10	-40	
		鉄線籠等構造物	高さ (のり長)	L/50	-10	-20	
		3/10/HB 0 113/2-10	長さ	L/50	-10	-30	
		落石防止柵工、 なだれ予防柵工等	長さ L	L/300	-5	-10	
		※兵庫県の施工する※ 許容値を明示する。 (その他留意すべき項目)	3山・林道工事に ・	おける上記項目	目については、	記載の通り	負側の
		工種	測定項目	規格値			
		ダム	放水路長 0	±50			単位: mm
							-